

高島市公用車広告募集要項

1 広告募集趣旨

高島市（以下「市」という。）では、公用車を企業・団体等の皆様の広告スペースとして活用していただくため、市において管理する公用車に広告を掲載していただける広告主を募集します。応募を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項を御承知の上、申し込みください。

2 対象車両・数

別添仕様書のとおり

3 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4 設置期間

令和2年4月を設置開始とする任意の期間

(1) 設置開始日を各月1日とし、1か月を単位として申し込みください。ただし、掲載期間は最長で令和3年9月30日までとします。

(2) (1)にかかわらず、連続する広告の掲載期間は、他の応募が少ない等支障がない場合に限り1年間延長できるものとし、それ以降も同様とします。

5 広告設置料

1台（2箇所） 2,500円/月（消費税および地方消費税含む。）

※広告作成費用、掲載および撤去にかかる対応は広告主の負担となります。なお、広告掲載期間中に、市による公用車の運行に伴う事故、掲載車両の変更等で、広告を修復する場合は、市により修復いたします。ただし、経年に起因する色あせ等による広告の劣化は、広告主により修復していただきます。

6 設置申込

別添「広告設置申込書」に必要事項を記入・押印の上、申し込みを行っていただきます。なお、申し込みにかかる一切の費用は申込者のご負担となります。

(1) 【公募受付期間】

令和2年2月17日（月）から令和2年3月10日（火）

※申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

※郵送の場合は、当日の消印を有効とします。

(2) 【随時申し込み】

公募を実施した後、掲載申し込みがない期間については申し込みを随時受け付けるものとします。（ただし、申し込み期間は広告開始予定日の3か月前から1か月前までとします。）

7 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

(1) 資格

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市に

おける指名競争入札の参加を制限されている法人等でないこと

- ② 市から入札参加停止措置を受けている法人等でないこと
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生または再生手続きを行っている法人等でないこと
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等でないこと

(2) 基準

- ① 広告の範囲および内容が、高島市広告掲載に関する取扱要綱第4条第2項各号および高島市広告掲載基準第5条から第8条各号までに定めるものに該当しないこと。

8 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置に適すると認められる申込者（台数）が、募集台数を超えた場合は、公開抽選（くじ）により決定します。抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

（注）抽選の日時および場所

- ・日時 令和2年3月12日（木）午前10時
- ・場所 高島市役所本庁舎 新館3階 会議室12

- (2) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、高島市広告掲載に関する取扱要綱、高島市広告掲載基準に基づき、高島市広告審査会において審査します。
- (3) 随時申し込みの場合、先着順に受付を行います。ただし、同日中に申し込みがあり、広告設置に適すると認められる申込者（台数）が、募集台数を超えた場合は、公開抽選（くじ）により決定します。抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

9 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者に通知します。

10 広告設置料の請求等

契約の締結の手続き後、市の定める納付書により広告設置料を請求します。

11 申し込みの際しての留意事項

- (1) 高島市広告掲載に関する取扱要綱、高島市広告掲載基準、高島市公用車広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。市が推奨するものではありません。

12 申し込み、問い合わせ先

高島市 総務部 行財政改革推進局 財産管理課

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

電話 0740-25-8112 / E-mail zaisan@city.takashima.lg.jp

別紙

高島市公用車の広告設置にかかる仕様書

1. 対象車両の概要

対 象 車 両	公用車 30 台程度
所 在 地	高島市役所公用車駐車場 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地：30 台程度
主 な 走 行 範 囲	市内を中心とした県内外
自 動 車 の 種 別 等	普通・小型乗用車、軽乗用車
月 間 走 行 距 離	普通・小型乗用車 約 1, 200 km 軽自動車 約 950 km ※1 台当たり平均・令和元年度実績
年 間 稼 働 日 数	243 日（1 台当たり平均）
備 考	・年間走行距離、年間稼働日数については平均値であり、個々の車両により差があります。 ・稼働日数や走行距離を保証するものではありません。

2. 募集広告に関する事項

掲 載 場 所	車体の両側面（2箇所）
掲 載 方 法	あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（シール、マグネットシート等）の貼付によります。 <u>※粘着フィルム等は、広告掲載期間中における車体からはく離または広告撤去時における車体の塗装のはく離および広告のはく離残しを生じさせないものとします。</u>
標 準 規 格	縦 50 cm 以内×横 60 cm 以内 <u>※広告内に視認できる文字で「高島市有料広告事業」（縦 5 cm 以上×横 2.5 cm 以上）と入れること。</u>
備 考	・対象車両の指定はできません。ただし、自動車の種別等に限り希望可能とします。なお、応募状況により希望に沿えない場合があります。 ・公用車への掲載は、掲載開始日までに市が指定する日に広告主で行っていただきます。

広告設置申込書

年 月 日

(あて先)
高島市長

高島市公用車広告募集要項に基づき、高島市広告掲載に関する取扱要綱、高島市広告掲載基準、高島市公用車広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		⑩
	担当者	部 署 名	
		氏 名	
	連絡先	電 話	
F A X			
E - m a i l			
広告の設置等申込種類		公用車 (広告)	
広告の設置台数		() 公用車 ____台 () 公用車 ____台 <u>計 ____台</u> ※カッコ内には自動車の種別等の中からいずれかをご記入ください。 無記入の場合は希望なしとみなします。	
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで	
広告設置料		月額 2,500 円 × ____ か月 × ____ 台 = _____ 円 (消費税及び地方消費税を含む。)	
広告の 内 容	仕 様		
	別 添 資 料		
(参考) 予定広告 内 容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設 置 す る 内 容		

添付書類

- ① 定款、会則または会社概要(パンフレット)等 (コピー可)
- ② 広告デザイン案
- ③ 誓約書

誓 約 書

年 月 日

(あて先)
高島市長

住所または所在地 〒

氏名または商号名称
および代表者名

⑩

高島市公用車広告募集要項の申し込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 高島市公用車広告募集要項「7 応募資格および広告設置の基準」の要件を満たしていません。
- 2 提出した広告設置申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、高島市ホームページに設置事業者名および設置台数を掲載することに同意します。
- 4 広告設置に際し、高島市広告掲載に関する取扱要綱第7条に基づき、自らの納税状況について調査されることに同意します。